

熱海市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月1日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第29号

熱海市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例

熱海市消防手数料徴収条例（平成12年熱海市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表3の項オ中「158万円」を「159万円」に、「194万円」を「195万円」に、「226万円」を「227万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。